

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）の創設について

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、既存の『事業再生計画実施関連保証』とは別に、新たに『事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）』が創設されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 制度の目的

本制度は、多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする保証制度です。

2. 制度の特徴

- ①最長15年（据置5年）で事業再生の計画の実施に必要な資金を調達できます。
- ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等が必要です。

3. 既存の事業再生計画実施関連保証との主な違いについて

本制度は既存制度の改正ではなく、別制度として新たに創設されるものです。既存制度と異なる点は以下のとおりです。

- ①取扱期間が1年間の期間限定の制度であること。
- ②最長5年まで据置可能であること（既存制度は最長1年）。
- ③国による保証料補助があり、中小企業者の自己負担は一律0.2%となること。
- ④新型コロナウイルス感染症対応特別資金と同様の経営者保証免除対応が可能であること（保証料の上乗せがありますが、上乗せ分は全額補助されるため、中小企業者の自己負担は変わりません）。

4. 制度概要

制度名	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）
対象者	中小企業再生支援協議会、経営サポート会議、中小企業再生ファンド、産業復興相談センターなどの支援を受けて策定した事業計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。
保証限度額	2億8,000万円 普通保険にかかる保証 2億円 無担保保険にかかる保証 8,000万円 特別小口保険にかかる保証 2,000万円 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円
保証割合	(1) 普通保険及び無担保保険にかかる保証 金融機関の選択した <u>責任共有制度</u> の方式によるものとする。 ただし、次の①又は②に掲げる場合（いずれも信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、 <u>責任共有制度の対象除外</u> とする。 ①責任共有制度の対象除外となる既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が保証申込み受付した保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。）を本制度で借り換える場合 ②中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。）に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合 (2) 特別小口保険にかかる保証 <u>責任共有制度の対象除外</u> 。
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（据置期間5年以内）
対象資金	事業資金とする。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。
融資利率	金融機関所定利率

保証料率	<p>責任共有制度の対象の場合は、借入金額※に対し、0.8%とする。 責任共有制度の対象除外の場合は、保証委託額※に対し、1.0%とする。</p> <p>ただし、本制度における経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せする。</p> <p>※借入金額は借入する金額全体を指し、保証委託額は借入金額のうち、信用保証が付される部分を指す。</p>
保証料補助	<p>責任共有制度の対象の場合は0.6%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.8%に相当する額を国が補助する。免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。</p> <p>ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。</p>
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ。また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。
免除対応	<p>普通保険及び無担保保険にかかる保証について、次の①及び②を満たす場合、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。</p> <p>①直近の決算が資産超過であること。 ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>
取扱期間	令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）当協会受付分
その他	<p>①既存の事業再生計画実施関連保証と合算して保証限度額以内であることが必要。 ②本制度は有担保割引・会計割引の対象外。</p>

お申込みに際しては、当協会所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もありますので、ご了承ください。

5. 対応部署

本制度の保証審査は本店の成長サポート部経営サポートチームまたは再生サポートチームで対応いたします。

6. お問い合わせ先

成長サポート部	経営サポートチーム	TEL	043-311-5002
	再生サポートチーム	TEL	043-311-5003